

国立大学法人信州大学と公益財団法人ながの観光コンベンションビューローとの 包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と公益財団法人ながの観光コンベンションビューローは、令和 5 年 3 月 22 日付「国立大学法人信州大学と公益財団法人ながの観光コンベンションビューローの包括的連携に関する協定書」を更新し、次のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、コンベンション誘致と多様な人材の集積と交流を推進することで、地域における知的基盤の強化や、地域のブランドの向上による経済の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) コンベンション誘致、開催に関する情報や人的・知的資源の活用に関すること
- (2) 観光資源等の地域情報の活用による多様な人材の集積や交流、活用に関すること
- (3) その他目的を達成するため、両者が協議して必要と認める事項

(実施内容)

第3条 前条に掲げる連携事項の実施内容は、双方において協議の上、決定するものとする。

- 2 前項の合意内容は必要に応じて書面にて取り交わすものとする。
- 3 連携事項の実施内容の選定にあたっては、本協定の目的の達成に資するよう配慮するものとする。
- 4 両者は、事前に本協定上の他の全ての当事者の書面による承諾を得た場合は、前条各号に定める事項の一部を、自己の関係団体、関係法人に実施させることができる。その場合、両者は、本協定に定める自己の義務を当該関係団体、関係法人に遵守させるものとし、当該関係団体、関係法人による行為について責任を負うものとする。

(秘密等の保持)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

(その他)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月22日

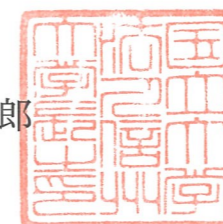
国立大学法人信州大学長

公益財団法人

ながの観光コンベンションビューロー

理事長

中村 宗一郎



樋口 博

